

「双葉西小学校」いじめ防止基本方針

『「双葉西小学校」いじめ防止基本方針』は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、双葉西小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように「いじめ防止」を目的に策定したものである。

1. 「いじめ」についての基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関わる調査」より）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。上記の「基本的な考え方」を全職員に共通理解を図り、『いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものである。』という基本的な認識を持ち、学校長のリーダーシップのもとにいじめ防止に向けて兆候や発生を見逃さずに学校全体で迅速に組織的な対応をしていくために、以下に挙げるいじめ防止のための基本的な姿勢を全職員が持ち、歩調を合わせて対応していくものとする。

- ①いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ④いじめ問題を解決するにあたっては、学校・家庭・地域、関係機関と連携をとる。

2 いじめ対策の組織

（1）【終礼前の「振り返り」】

いじめの早期発見や全職員での共同指導体制確立のため、児童に関する各種情報を共有するために設置する。全職員参加の月、水、金曜日開催の職員終礼の前に行う。いろいろな立場から見た児童の様子を伝え児童の変化からいじめの早期発見につなげていく。

（2）【防止対策委員会】

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断したり、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討するために設置する。そのために以下のような教職員をもって、いじめ解決に向けて方策を協議していく。また、6月と2月に開催する他、必要に応じて開催していく。

◆《校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学校運営協議会委員》

（3）【緊急対応会議】

重大事態の発生時に、いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもとに対策を講じて行く。

◆校内委員《校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 当該学級担任 当該学年主任》

◇校外委員《学校運営協議会役員 P T A役員 関係機関》

3 未然防止の取組

いじめの未然防止のために様々な行事等を通して児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係作りに全校を挙げて取り組むことが必要となる。また、一人ひとりを大切に学習活動を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、児童に達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むように努めていくことが大切である。

（1）学級経営の充実

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員として居場所が自覚できる学

級づくりを学級経営の柱とする。

- ・日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」という基本的な姿勢を様々な場面において児童に示す。
- ・児童一人ひとりが自己実現を図れるように、児童が主役となれるような学級経営に努める。

(2) 授業の充実

- ・一人ひとりを大切にしたいわかる授業や楽しい授業を推め、確かな学力の向上を図るとともに学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

(3) 道徳・学級活動

- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを「是認する」「黙認する」と同じことであることを理解させる。
- ・児童一人ひとりに価値があることを理解させ、他人を尊重することの大切さを理解させる。
- ・いじめを見たら、やめさせたり先生や友だちに知らせたりすることの重要性を理解させる。

(4) 学校行事

- ・全校集会を通じ、校長や生徒指導主任より児童全員に心を育む（いじめ防止につながる）講話をし、より良い人間関係を築くための方法を伝えていく。

(5) 児童会活動

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実させる。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。
- ・児童会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を取り入れる。

4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。早期発見するために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることはもとより、以下の方法で児童たちの様子を把握し、いじめの早期発見につなげていく。

(1) 情報収集

- ① アンケート調査の実施～「学校生活アンケート」にいじめに関する項目を入れて、記名式で学期ごとに年3回実施する。いじめが疑われる回答をした児童に対しては、担任が詳細を聞き取り実情を把握する。
- ② 個人ノート、連絡帳の活用～気になる児童に対しては、個人ノートを使って担任とのコメントのやり取りを行い、児童の悩みや実態を把握する。また、気になる内容に関して、保護者と連絡を取り合い情報を収集する。
- ③ Q-U検査の実施、活用～検査の結果から、個々の児童がどのような不満を抱えているかを詳細に分析し、その不満の原因を日々の生活の実態と結びつけて考察し解消する手立てを見出していく。
- ④ 個人面談、教育相談の実施～「学校生活アンケート」やQ-U検査を実施した結果をもとに、担任は、気になる児童と個人面談を実施して実情を聞き取り情報収集にあたる。

(2) 日常の観察や積極的な関わり

- ・「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、誰もが加害者や被害者になりうる。」という認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。
- ① 集団から離れて一人でいる児童への注目と声かけ
- ② 持ち物等の観察～紛失や増加、いたずらや破損がないかの確認
- ③ 日常の子ども達の会話への積極的な参加による仲間関係の掌握
- ④ 服装の汚れや乱れ、ケガ等のチェック（養護教諭との連携）

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

- ・いじめを発見した際には、学級担任だけで抱え込むことなく校長を中心にすべての教職員で対応を協議し、適切な役割分担のもとで、いじめ問題の解決にあたる。また、綿密に情報収集を行う。事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。指導に際しては、謝罪や責任を形式的に問うことのみならず、児童の社会性の向上等人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、学校内だ

けで対処しようとするのではなく、保護者や関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

(2) 発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に複数の教職員で事情を聞いて正確な事実確認をする。該当児童の学級担任や学年主任、生徒指導主任に連絡し管理職に報告する。その後、「防止対策委員会」に諮り指導体制及び指導方針を決定し、すべての教職員と共通理解を図る中で教職員の役割分担を決めていく。また、認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り合い所轄警察署と相談する。さらに、そのいじめが「重大な事態」と判断された場合は、「緊急対応会議」を開催し協議すると同時に、設置者の指示に従って必要な対応をとっていく。

(3) 被害児童及びその保護者への対応

- ・被害児童に対しては、事実確認とともに、児童のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、学校が児童を守ることや秘密を守ることを伝え、問題が必ず解決できるという希望が持てることを伝えて安心感を持たせる。加えて、自尊感情を高められるよう、自信を持たせる言葉かけをしていく。
- ・保護者に対しては、いじめを認知したその日のうちに、家庭訪問等により面談し事実関係を直接伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。合わせて、継続して家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組むことを伝え、家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談できるように協力を依頼する。

(4) 加害児童への指導及びその保護者への助言

- ・加害児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について詳しく聞き、児童の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。さらに、「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ家庭での児童の変容を図るための今後の関わり方等の具体的な助言をしながら指導を依頼する。

(5) 集団への働きかけ

- ・当事者間の問題だけにするのではなく学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。そのために、すべての教職員が児童に対して、「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度を示す。次いで、児童がいじめを見つけたときに「はやし立てる」ことや「見て見ぬふりをする」ことは、いじめの肯定であることや「いじめを訴える」ことは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させていく。

(6) ネットいじめへの働きかけ

- ・学校で情報モラルの指導を行うことは勿論であるが、学校という場では限界がある。児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であることから、児童の使用に関わっては保護者の指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携、協力して双方で指導を行っていく。また、保護者が、情報機器を使ったいじめにそれほど意識が高くない状況から、PTA総会や教育講演会等の機会を利用した啓発活動を行っていく。

(7) 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、「いじめ防止対策推進法 第28条」により、甲斐市教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報して支援を求める。
- ・対応については、甲斐市教育委員会と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「緊急対応会議」を中心として学校組織をあげて行う。
- ・重大事態の事実関係を明確にするための調査は、甲斐市市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。
- ・「緊急対応会議」で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

6 その他

(1) 組織的な指導體制の確立

- いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し合い組織的に対応できるようにする。

(2) 校内研修の充実

- 校内研究の時間を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行っていく。

(3) 校務の効率化

- 児童と向き合う時間を確保するために、校務を可能な限り簡素化し分業化する中で、校務の効率化を図っていく。

(4) 地域・家庭との連携

- ホームページや学校便りを通して、学校での教育活動の実際を地域や家庭に発信して、学校に対して理解と信頼が得られるようにする。

7 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	職員会議 いじめ防止確認		緊急対応会議 防止対策委員会 P常任委での説明 終礼前の「振り返り」	(重大事態発生時)	校内研修	
未然防止		Q-U検査	縦割り活動 学級づくり・人間関係づくり			
早期発見	家庭訪問 (家庭との連携)		学校生活アンケート 日々の観察	学級懇談会		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	教育講演会 保護者への啓発		緊急対応会議 終礼前の「振り返り」	(重大事態発生時)	防止対策委員会	
未然防止	縦割り活動	Q-U検査 道徳(生命尊重)	学級づくり・人間関係づくり			
早期発見		学校生活アンケート 学校評価(保護者)	個別懇談 家庭との連携 日々の観察		学校生活アンケート 学年懇談会	